

安城市ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、親子連れ、高齢者、障害者をはじめ誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図るため、ユニバーサルデザインタクシーを購入するタクシー事業者に対し、予算の範囲内で交付する安城市ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (2) タクシー事業者 運送事業を経営する者をいう。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日国自旅第169号）に基づき福祉輸送事業限定の許可を受けた者を除く。
- (3) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両をいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助金の交付の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、ユニバーサルデザインタクシーであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内を使用の本拠とするもの
- (2) 運送事業を行う上で使用するもの
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）を受けるもの

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、本市の区域を営業区域としているタクシー事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する者

(2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）及び暴力団員又は暴力団関係者がその役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている者は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が補助対象自動車を購入するのに要した費用のうち、車両本体の購入に係る費用の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助対象自動車1台あたりの補助金の限度額は、30万円とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付された補助対象自動車に係る自動車検査証（以下「検査証」という。）に記載されている交付年月日の翌日から起算して90日以内又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日（同日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い期日までに、安城市ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 検査証の写し

(2) 補助対象自動車の購入の事実が確認できる書類の写し

(3) 請求書（車両本体の費用が分かるもの）の写し

(4) 営業区域図

(5) 事業所証明書

(6) 市税の完納を証する納税証明書

（交付の決定）

第8条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは安城市ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金交付決定通知書（様式第2）により、適当でないと認めるときは安城市ユニバーサルデザインタクシー導入

補助金不交付決定通知書（様式第3）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して3年間、市長の承認を受けないで、補助金交付決定を受けて取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）前条の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金全額の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。